

2025 年 10 月 31 日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

「ミャンマー総選挙最新情報、最低賃金改定、到着時観光ビザ延長」

・ミャンマー総選挙の最新日程について

連邦選挙管理委員会(UEC)は10月15日、2025年12月28日から実施される総選挙に関して、選挙運動期間を10月28日から12月26日までの60日間とすることを発表しました。

これにより、10月28日から政党および候補者による選挙運動が開始されています。総選挙は、全330郡区のうち274郡区にて12月28日から3段階に分けて実施される予定で、残る56郡区では後日、補欠選挙を行う方針が示されています。

第1回目となる12月28日には、ヤンゴン管区内では、12のタウンシップで選挙が行われ、続く第2回目の2026年1月11日には、同管区内の16のタウンシップで実施される予定です。第三回目については、まだ発表されていません。

総選挙に含まれる選挙区リスト(ヤンゴン管区内のみ抜粋)

	管区/州	タウンシップ名	備考
第 1 回目 12 月 28 日	ヤンゴン	カマユット	12 郡区
		チャウタダー	
		タイチー	
		トンテー	
		南ダゴン	
		ボタタウン	
		マヤンゴン	
		ミンガラドン	
		モービー	
		ティンガンジュン	
		タンリン	
		アロン	
第 2 回目 2026 年 1 月 11 日	ヤンゴン	バハン	16 郡区
		パベダン	
		ラタ	
		コムー	
		クンジャンゴン	
		北ダゴン	
		ドーボウン	

		パズンダウン	
		ライン	
		シュエピタ	
		タンダビン	
		レーゲー	
		南オッカラパ	
		ココジュン	
		チミンダイン	
		インsein	

・安全注意喚起について

在ミャンマー日本国大使館は、現地報道を踏まえ、在留邦人の皆様に対して次のような注意喚起を行っています。「今回の選挙運動では、選挙カーや街宣車を使用した活動は禁止される予定ですが、各地で人が集まり、候補者による演説などが行われることが想定されます。政治的な動きが活発化する中で、今後、情勢が一層不安定化し、治安のさらなる悪化につながるおそれがあります。在留邦人の皆様におかれましては、不測の事態に巻き込まれないよう、特に選挙運動期間中は、選挙管理委員会事務所、政党関係事務所、演説会場、今後発表予定の投票所などには近づかず、身の安全の確保に十分ご注意ください。また、軍施設、警察署、政府関連施設等の周辺では、撮影や滞在を避け、引き続き慎重な行動をお願いいたします。」選挙運動期間中、特に選挙日前後 1 週間頃にミャンマーへの出張・訪問を予定されている方は、政治関連施設や集会場所への立ち入りを避け、周囲の情勢変化に十分ご注意ください。また、関係者間での情報共有を継続し、安全確保を最優先とした行動を心がけてください。

・最低賃金改定について

10月15日付のミャンマー国営紙によると、法定最低賃金に上乗せして支給される「特別手当」の引き上げが決定されました。これまでの日額2,000チャットから3,000チャットへと増額され、これにより、現在の法定最低賃金(日額4,800チャット)に特別手当を加えた実質的な最低賃金は日額7,800チャット(約298円)となりました。なお、ミャンマーチャットの為替レートは上昇傾向にあり、10月30日時点では1USD=3,975チャット、1円=26.12チャットとなっています。

・到着時観光ビザ延長について

2024年10月21日から1年間を試行期間として始まった、観光目的でネーピードー、ヤンゴンおよびマンダレー国際空港から入国する一般旅券を所持する日本国民に対する「Tourist Visa on Arrival(到着時観光ビザ)」の運用が、さらに1年間延長されることになりました。

在ミャンマー日本国大使館が確認したところ、本措置に関する要件や内容に変更はないとのことです。

到着時観光ビザの要件等は以下のとおりです。

1. 空港到着後に「到着時観光ビザ」の申請書を記入します。申請にはカラー写真2枚(サイズ:1.2×1.5 インチ[約 3cm×4cm])が必要です。
2. ビザ料金は50米ドルで、滞在期間は30日間が付与されます。
3. 本制度は観光目的の渡航者のみが対象です。
4. パスポートの残存有効期間は6か月以上必要です。
5. 滞在期間の延長はできません。
6. オーバーステイとなった場合は罰金が科されます。

以上